

国王尚質の、謝恩のため法司王舅吳国用等を遣わす符文

(一六六三、一〇、二二)

琉球国中山王尚(質)、謝恩等の事の為にす。

今、特に法司王舅・紫金大夫・使者・通事等の官の吳国用・金正春等を遣わし、表本各一通を齎捧して夷梢を率領し、海船一隻に坐駕して金靶鞞腰刀二把・銀靶鞞腰刀二把・黒漆靶鞞鍔金銅結束袞刀一十把・黒漆靶鞞鍔金銅結束鎗一十把・糸線穿鉄甲一領、鍔金護手護膝各全・鉄盔一頂・黒漆洒金馬鞍一坐、轡頭蹠蹠前後牽軸各項目全・金彩画屏風二対・金面扇一百把・銀面扇二百把・水墨画扇二百把・紅銅五百斤・土糸綿二百束・胡椒五百斤・土苧布一百匹・紋芭蕉布一百匹・芭蕉布二百匹を装載し、京に赴き謝恩せしむ。

所扱^よりて今差去する官員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、義字第一号半印勸合符文を給して都通事陳初源等に付し、収執して前去せしむ。経過の関津把隘^{とこゝろ}の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

法司王舅一員 吳国用 人伴二十二名

紫金大夫一員 金正春 人伴十五名

使者一員 紅有徳¹ 人伴六名

都通事一員 陳初源 人伴四名

存留在船使者一員 孫俊用 人伴四名

存留在船通事一員 鄭嗣孝 人伴三名

王舅通事一員 毛敬徳 人伴一名

管船火長・直庫二名 金世瑛 柯可嘉

康熙二年(一六六三)十月二十二日給す

右の符文は通事陳初源等に付し、此れに准ぜしむ

符文

注*この進貢については『清実録』康熙三年七月己亥の条に記事がある。

(1) 紅有徳 生没年不詳。久米村紅氏(和字慶家)八世。七世紅春貴の次男で、幼年の時、久米村を出て首里に遷る(『家譜(二)』二〇二頁)。

1-27-03

国王尚質の、皇帝即位の慶賀のため王舅英常春等を遣わす符

文(一六六四、二、一五)

琉球国中山王尚質、登極を慶賀する事の為にす。

今、特に王舅・正議大夫・使者・通事等の官の英常春・林有才等を遣わし、表文を齎捧して海船一隻に坐駕し、任土の方物の金靶鞘腰刀二把・銀靶鞘腰刀二把・金缶一对共に重さ六十六兩六錢八分・銀缶一对共に重さ五十兩六錢・細嫩土蕉布一百匹・漂白土苧布一百匹・金彩画帷屏一对・平面金扇五十把・平面銀扇五十把・紅花二百斤・胡椒二百斤・蘇木一千斤を装載し、皇帝陛下に進奉せしむ。復た金粉匣一对共に重さ七兩四錢六分・銀粉匣一对共に重さ七兩二錢一分・平面金扇二十把・平面銀扇二十把・細嫩土蕉布二十四・漂白土苧布二十四有りて中宮殿下に進奉す。

差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して使ならざるを恐る。義字六号半印勘合符文を給して本員役に付し、収執して前去せしむ。如し関津把隘の去処及び沿途の官軍の驗実^{とこぶ}に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して使ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

王舅一員 英常春 人伴二十名

正議大夫一員 林有才 人伴九名

① 在船使者一員 都良資 人伴五名

② 在船都通事一員 林士奇 人伴五名

③ 存留在駅通事一員 紅少輝 人伴五名

王舅通事一員 梁応魁 人伴一名

管船火長二名 陳少華 游那吉
右の符文は正議大夫林有才等に付し、此れに准ぜしむ
康熙三年（一六六四）二月十五日給す

符文

注*この進貢については『清実録』康熙四年九月癸巳の条に記事があるが、英常春が英長春となっている。なお、この慶賀船は閩江口で遭難し、献上品の金缶の紛失などの事件が起こった。（〇九一〇八）参照。

（1）在船使者 『歴代宝案』第一集では清の康熙三年以降の符文・執照に記載がみられる。進貢船で福建に渡り、赴京せず、その船で帰国する使者を、同行の赴京する使者と区別するための呼称。接回や探問など赴京要員の無い渡航では、船と共に帰る使者も単に使者と呼ぶ。首里・那覇系の人が任じられ、一船に二人乗船し、各人が四人の人伴を持つことが多い。『家譜』には、筆頭の在船使者を才府、二位のものを官舎と記すことが多い。なお存留在船使者（二二五一八）注（2）を参照。

（2）都良資 不詳。那覇祖氏（小谷家）五世、安里親雲上良資（一六一九―一七九九年）か。杜氏から祖氏に婿養子に入り、康熙三年に才府として英常春らと共に慶賀に赴いた（『家譜（四）』三四〇頁）とあり、都良資と同一人の可能性がある。家譜には北谷・恵祖事件に関わる詳細な記述がある。

（3）在船都通事 『歴代宝案』第一集では康熙三年以降の符文・執照に記載がみられる。進貢船で福建に渡り、赴京せず、そ

の船で帰国する都通事を、同行の赴京する都通事と区別するための呼称。接回などの赴京要員の不在渡航では、船と共に帰る都通事も単に都通事と呼ぶ。久米村系の人を任ずる。初期には多くの場合、一回の進貢に在船都通事一人、在船通事一人が任じられ、それぞれ別船に乗るが、頭号船か二号船かは特定せず、都通事の同伴の数も三人ないし五人と不定であった。

康熙十九年頃から、一回の進貢に在船都通事二人、在船通事一人が任じられ、頭号船には在船都通事一人が存留通事一人と共に、二号船には在船都通事・在船通事各一人が乗船するという形にほぼ定着した。同伴の数は在船都通事・在船通事ともに四人となった。なお存留在船通事（二五―一七）注（2）を参照。

（4）紅少輝 この時の執照（三四―〇九）では紅彩輝。

（5）管船火長二名 管船火長・直庫二名の誤りであろう。

（6）陳少華 一六四三―一七一年。平良通事。久米村陳氏（仲本家）十世（『家譜（二）』四九二頁）。

国王尚質の、進香のため使者吉保祥等を遣わす符文

（一六六四、二、一五）

琉球国中山王尚質、進香の事の為にす。

側聞すらく、大行先帝賓天す、と。該国王、臣、合ま行さに進香す

べし。今、特に使者・都通事等の官の吉保祥・阮起竜等を遣わし、香一炷を解運して京に赴き進奉せしむ、等の情あり。差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。今、義字第七号半印勘合符文を給して本員役に付し、取執して前去せしむ。如し閩津把隘とくろの去処とくろの驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅慢して便ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

使者一員 吉保祥 人伴七名

都通事一員 阮起竜 人伴六名

右の符文は使者・都通事の吉保祥・阮起竜に付し、此れに准ぜしむ

康熙三年（一六六四）二月十五日給す

符文

注（1）吉保祥 この進香の際、北京に赴く途上の浙江省杭州府で康熙四年五月死去した（『家譜（三）』八八七頁）。